

代表民主制と選挙制度

国家基本政策委員会 専門員

くどう まさゆき
工藤 政行

選挙権年齢の引下げ、クォータ制導入の是非、定数配分と区割りの見直し、また、世代間の分配の在り方を投票方法によって組み替えようとするドメイン投票や世代別選挙区制の導入の提案など、選挙権や投票の制度に関わる様々な議論がある。このうち、当面の課題は投票価値の平等の問題であろうか。これに関連して、日本国憲法の国民主権原理と代表民主制の視点から（憲法のもう一つの原理である平等原則はいったん脇に置いて）、一つだけ問題提起を試みたい。

日本国憲法が統治の根本原理とする国民主権と代表民主制は、通説的な理解によれば、主権者である国民を、選挙権を有しない未成年者等をも含む日本国民の総体と規定する。そして、国会議員は、選挙区選出議員であると比例区選出議員であるとに、また、都市部選出議員であると地方選出議員であるとかかわらず、全国民（主権者たる国民）の代表者であり、選挙区や特定の利益を代表するのではなく、それらからは独立して活動する。

この解釈に立つならば、選挙区は、物理的な必要を満たすために便宜的に区画されるものであって、特別な意味や個性を持つ（持たせるべき）ものではなく、どのように画定されようとも、「すべて選挙区は、不可分一体の存在である全国民と同質である（でなければならぬ）」という結論を導くことができる。それを前提にするならば、例えば選挙区の画定に当たって、行政上の区域である都道府県や市区町村の境界を考慮に入れる必然性や必要性はなく（それらを考慮する理由が地域の一体性や特性への配慮にあるならば、それは、むしろ選挙区と全国民の同質性を損なうことになるであろう。）、また、議員一人当たりの選挙区人口や有権者数の多少が、議員の国民代表としての正当性に影響を与えるものではない、という立論も可能となる。

もちろん、同じく憲法の原理的価値である平等原則の下において、最も基本的な権利である参政権と同義とも言い得る選挙権の平等（一人一票と投票価値の平等）は、選挙制度を設計するときの最重要要素の一つである。しかし、最高裁判決が指摘するように、「国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定」は国会の裁量に委ねられているのであって、投票価値の平等は、唯一、絶対の基準ではない（平成26年11月26日最高裁大法廷判決）。区割りにおいて地域の一体性や行政区画への配慮をすることは、代表民主制の原理から直接に導くことは困難と思われるが、憲法が国会に認めるこの裁量権によって認められる。

国民主権原理の下における代表民主制は、個々の議員が、現実の政治的・経済的・社会的関係などにおいてどのような支持者（層）によって選出されたかにかかわらず、全国民の代表として活動するというフィクションの上に成り立つ。選挙において候補者や政党が激しく主張を交わすことがあっても、ひとたび選挙が終われば、すべて全国民の中に包摂され、統合されていく。代表民主制の安定的な維持のためには、このフィクションへの国民の信頼が決定的に重要であると考えられる。